

JAL事件が結審

命令発出は9月頃に

と別
否差
拒間
交合
団組



東京都労働委員会 体交渉拒否、組合間差
(都労委) で3月21 別」が結審し、9月
日、「JAL事件(団 頃に命令が発出される

予定だ。

同日、「優先
雇用事件」の第
2回の調査が行
われた。

23年10月に優
先雇用事件につ
いて不当労働行
為の救済申立て
をしたが、第1
回調査後、JA
L事件が「あつ

JAL 本社前で争議の早期解決を訴える

せん」手続きに入つたため、調査は中断。

その後、JAL経営の一步も歩みよらない姿勢により「あつせん」が打ち切られ、調査再開となつた。

JHUは、「JAL事件に対する不当労働行為の救済命令を求める団体署名」1091筆を都労委に提出。

勝利命令を勝ち取るために引き続き団体署名への協力を要請する。

「優先雇用事件」代理人岡田尚弁護士が発言要旨

①会社は答弁書でも

交渉でも「特別早期退職者や希望退職者も優先雇用していないのだから、なぜ不当労働行為に当たるのか」と言っている。たとえ国際基準を日本が批准して

③エミレーツ航空事件では、就労させないという不作為が不当労働行為意思の継続と判断された。JAL事件では何度も新規採用をし、採用の機会があつたがJHU組合員を外している。

②2011年3月31日時点で人員を超過削減していた。解雇時に分かつていたが故に3カ月前倒しで解雇した。不当労働行為性は明確。未だに解雇時点の人員数について明らかにしていない。

④トータルで考えれば、不当労働行為意思の継続は明らかである。

都労委今後の予定

JAL事件(優先雇用事件) 第3回調査 6月11日(水) 10時、国交省事件「結審」4月17日(木) 10時